

令和3年度
南砺ユネスコ協会総会資料



とき 令和3年5月25日（火）15時～

場所 福光福社会館 3Fしゃくなげホール

総 会 式 次 第

開会

1. 会長あいさつ

2. 議事

- ・議案第1号 令和2年度事業報告について
- ・議案第2号 令和2年度収支決算報告について
監査報告
- ・議案第3号 役員の改選について
- ・議案第4号 令和3年度事業計画(案)について
- ・議案第5号 令和3年度収支予算(案)について

・その他

3. 来賓祝辞

南砺市長 田中 幹夫
南砺市議会議長 榊 祐人

閉会

講演会

講師 エリック・ジュティラ氏 「南砺市国際交流員」
演題 「アメリカ人って誰、日本人って誰、考えてみましょう」

令和2年度事業報告

月	日	曜日	事業名	会場	事業内容
4	25	土	令和2年度 富山県ユネスコ連絡協議会定期総会 (コロナ拡散防止のため中止)	富山市CICビル	・令和元年度事業報告、収支決算報告について ・令和2年度事業計画、収支予算(案)について 講演会 講師 富山市郷土博物館 主任学芸員 萩原大輔 氏 演題 富山ゆかりの戦国武将 佐々成政 の生涯
5	11	月	令和2年度定期総会 (コロナ拡散防止のため中止) 書面表決にて	福光福祉会館	・令和元年度事業報告、収支決算報告について ・令和2年度事業計画、収支予算(案)について 講演会 講師 南砺市国際交流員 エリック・ジュティラ氏 演題 「グループの構造と異文化への同情」
6	中旬		菅沼合掌集落茅場下草刈 (コロナ拡散防止のため中止)	菅沼集落	主催 越中五箇山菅沼集落保存顕彰会 共催 南砺ユネスコ協会
7	4~5	土~日	第76回日本ユネスコ運動全国大会in宇部 (コロナ拡散防止のため中止)	ANAクラウンプラザホテル宇部	主催 日本ユネスコ協会連盟
	12	日	南砺国際交流フェスティバル (コロナ拡散防止のため中止)	福光福祉会館	主催 南砺市友好交流協会 後援 南砺ユネスコ協会
	中旬		第1回理事会 (コロナ拡散防止のため中止)	福光福祉会館	行事内容について
	19	日	相倉合掌集落茅場下草刈 (コロナ拡散防止のため中止)	相倉集落	主催 富山ユネスコ協会 共催 富山県ユネスコ連絡協議会 南砺ユネスコ協会
8	1	土	富山県ユネスコ連絡協議会 「平和の鐘を鳴らそう」 (コロナ拡散防止のため中止)	富山市民プラザ	主催 富山県ユネスコ連絡協議会 富山ユネスコ協会 共催 氷見、南砺ユネスコ協会
	上旬		第8回南砺ユネスコ「平和の鐘を鳴らそう」 (コロナ拡散防止のため中止)	平地域のお寺	平和宣言の唱和
	29	土	富山県ユネスコ活動研修会	氷見市いきいき元気館	主催 富山県ユネスコ連絡協議会 主管 氷見ユネスコ協会 講演 「地球一周の旅を終えて」
9	25	金	富山県ユネスコ連絡協議会役員会 (コロナ拡散防止のため中止)	富山市CIC学習室	県ユ連、県内ユ協の今年度の活動報告と今後の諸活動について
10	3	土	第68回学生ユネスコ弁論大会 (コロナ拡散防止のため中止)	TOYAMAキラリ	富山ユネスコ協会による学生ユネスコ弁論大会に参加・協力
11	10/30~11/2	金~日	絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」 絵画展 (コロナ拡散防止のため中止)	北陸電力エネルギー科学館	主催 富山県ユネスコ連絡協議会
	7	土	2020年度中部西ブロック・ユネスコ活動研究会in福井 (コロナ拡散防止のため中止)	福井県	主催 日本ユネスコ協会連盟 福井県ユネスコ協会
12	25	水	南砺ユネスコ第10号発行	南砺市全世帯	12/25「広報なんと」配布時
12月~1月			ユネスコ世界寺子屋運動 (書き損じハガキ回収キャンペーン)	南砺市内	市内の小中学校、企業等に協力依頼 会員への呼び掛け ※回収期間は、2月初旬から2月末
3	15	月	富山県ユネスコ連絡協議会役員会	富山市CIC学習室	令和3年度定期総会議(案)等について
	29	月	理事会	福祉会館会議室	令和3年度定期総会議(案)等について
年間			南砺の偉人販売促進		

令和2年度 収支決算書

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

【収入の部】

単位:円

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
1. 会費	307,000	277,000	△ 30,000	3,000円×/現49(当初64) 10,000円×/現12(当初16)
2. 活動・事業収入	5,000	1,500	△ 3,500	「南砺の偉人」売上等(3冊)
3. 補助金等収入	23,000	23,000	0	県ユ協連20,000円 日ユ協連 3,000円(書き損じハガキ活動費)
4. 寄付金等収入	0	0	0	
5. 雑収入	260	4	△ 256	預金利子
当期収入合計(A)	335,260	301,504	△ 33,756	
前期繰越額	385,140	385,140	0	
収入合計(B)	720,400	686,644	△ 33,756	

【支出の部】

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
1. 活動事業費	225,000	80,388	△ 144,612	
総会(講演)等	50,000	0	△ 50,000	会場使用料、印刷費
平和の鐘を鳴らそう	10,000	0	△ 10,000	
なんと国際交流フェスティバル	5,000	0	△ 5,000	
合掌集落茅場下草刈参加	10,000	0	△ 10,000	参加者昼食代
広報誌	130,000	80,388	△ 49,612	全戸配布印刷代
富山県ユネスコ活動研修会	20,000	0	△ 20,000	
2. 分担金	120,000	113,000	△ 7,000	
日ユ協連負担金	80,000	73,000	△ 7,000	
県ユ協連負担金	40,000	40,000	0	
3. 会費活動支援金	100,000	0	△ 100,000	
日ユ全国大会参加補助	30,000	0	△ 30,000	
中部西ブロック研究会参加補助	30,000	0	△ 30,000	
ユネスコスクール活動支援	0	0	0	
学生ユネスコ弁論大会など	10,000	0	△ 10,000	
4. 事務費	124,000	18,109	△ 105,891	
事務局旅費交通費	30,000	0	△ 30,000	
消耗品費	20,000	0	△ 20,000	事務用品
通信運搬費	40,000	15,580	△ 24,420	
会場使用料	5,000	625	△ 4,375	
印刷製本費	20,000	0	△ 20,000	
食糧費	5,000	1,024	△ 3,976	
使用料	2,000	440	△ 1,560	県ユ連協役員会 駐車代
手数料	2,000	440	△ 1,560	振込手数料
香典	0	0	0	
5. 予備費	151,400	0	△ 151,400	
当期支出合計(C)	720,400	211,497	△ 508,903	
当期収支差額(A)-(C)	△ 385,140	90,007	475,147	
次期繰越額(B)-(C)	0	475,147	475,147	

監査報告書

令和2年度事業報告並びに収支決算書について監査した結果、会計諸帳簿、事業報告の内容は正確で適正に処理されており、記載に相違ないことを認めましたのでここに報告いたします。

令和3年4月22日

南砺ユネスコ協会

監事

園 恭 教 文



監事

笠 野 千 尋



令和3年度南砺ユネスコ協会 役員名簿(案)

任期 令和5年総会まで

No.	役職	氏名	備 考 (所属団体役職)
1	顧問	新田 八朗	富山県知事 新
2	顧問	田中 幹夫	南砺市長
3	参与	山辺 美嗣	前南砺ユネスコ協会会長
4	会長	片岸 博	南砺市議会議員
5	副会長	村上 紀道	南砺市教育委員会教育部長
6	副会長	此尾 浩和	南砺市ブランド戦略部長
7	理事	今井 治	南砺市友好交流協会理事長
8	理事	岩井 透	青少年育成南砺市民会議会長
9	理事	川合 声一	南砺市商工会長
10	理事	嶋田 仁司	砺波ライオンズクラブ会長
11	理事	新明 春生	南砺市中学校長会長(福光中学校校長) 新
12	理事	番留 幸雄	南砺福野高等学校長
13	理事	中村 謙作	南砺福光高等学校長
14	理事	澤村 修	南砺平高等学校長 新
15	理事	中島 慎一	越中五箇山菅沼集落保存顕彰会
16	理事	楠 則夫	特定非営利活動法人 心泉いなみ理事長
17	監事	圖書 教文	(財)世界遺産相倉合掌造り集落保存財団
18	監事	笠野 千尋	利賀ふるさと財団理事
	事務局長	荒井 隆一	南砺ユネスコ協会事務局長
	事務局員	鷹屋美智子	南砺ユネスコ協会事務局員
	事務局員	渡辺 幹子	南砺ユネスコ協会事務局員

令和3年度事業計画（案）

月	日	曜日	事業名	会場	事業内容
4	24	土	令和3年度 富山県ユネスコ連絡協議会定期総会	富山県教育記念会館 5F 大会議室	・2020年事業報告、収支決算報告について ・2021年事業計画、収支予算(案)について 講演会 講師 富山市郷土博物館 主任学芸員 萩原 大輔 氏 演題 「富山ゆかりの戦国武将佐々成正の生涯」
5	25	火	令和3年度定期総会	福光福祉会館	・2020年事業報告、収支決算報告について ・役員の選任(案)について ・2021年事業計画、収支予算(案)について 講演会 講師 南砺市国際交流員 エリック・ジュティラ氏 演題 「アメリカ人って誰、日本人って誰、考えてみましょう」
6~ 9			菅沼合掌集落茅場下草刈に参加	菅沼集落	主催 越中五箇山菅沼集落保存顕彰会 共催 富山県ユネスコ連絡協議会
7	中旬		第1回理事会	福光福祉会館	行事内容について
	25	日	相倉合掌集落茅場下草刈に参加	相倉集落	主催 富山ユネスコ協会 共催 富山県ユネスコ連絡協議会 南砺ユネスコ協会 作業後民宿「勇助」にて研修会 講師 調整中 演題 調整中
8	1	木	富山県ユネスコ連絡協議会 「平和の鐘を鳴らそう」	富山国際会議場	主催 富山県ユネスコ連絡協議会 富山ユネスコ協会 共催 氷見、南砺ユネスコ協会
	上旬		第9回南砺ユネスコ 「平和の鐘を鳴らそう」	平のお寺	主催 南砺ユネスコ協会
	25	土	2021年度中部西ブロック・ユネスコ活動研究会 in岐阜	美濃加茂市	主催 日本ユネスコ協会連盟 岐阜県ユネスコ協会
10	2	土	第69回学生ユネスコ弁論大会	オンラインで予定	富山ユネスコ協会による学生ユネスコ弁論大会に参加・協力
	4	月	富山県ユネスコ連絡協議会役員会	富山市CIC学習室	県ユ連、県内ユ協の今年度の活動報告と今後の諸活動について
	24	日	南砺国際交流フェスティバル	福光福祉会館	主催 南砺市友好交流協会 後援 南砺ユネスコ協会
11	6	土	富山県ユネスコ活動研修会	富山電気ビル大ホール	主催 富山県ユネスコ連絡協議会 主管 富山ユネスコ協会(創立70周年式典兼) 講師 日本湯ユネスコ連盟、カンボジア事務所長 ノン、プッタ 氏 講演 「カンボジア寺子屋運動状況」
	12~ 14	金~ 月	絵で伝えよう！わたしの町のたからもの 絵画展	北陸電力エネルギー科学館	主催 富山県ユネスコ連絡協議会
12	5	日	2021年度日本ユネスコ運動全国大会 in近畿	近畿地域ブロック	主催 日本ユ協会連盟
	24	金	南砺ユネスコ第11号発行	南砺市全世帯	12/24「広報なんと」配布時
12月~ 1月			ユネスコ世界寺子屋運動 (書き損じハガキ回収キャンペーン)	南砺市内	市内の小中学校、企業等に協力依頼 会員への呼び掛け ※回収期間は、2月初旬から2月末
3	中旬		第2回 理事会	福光福祉会館	令和4年度定期総会議(案)等について
	22	火	富山県ユネスコ連絡協議会役員会	富山市CIC学習室	令和4年度定期総会議(案)等について
年間			南砺の偉人販売促進		

令和3年度 収支予算書（案）

自令和3年4月1日 至令和4年3月31日

【収入の部】

単位：円

区 分	前年度	本年度	増減	備 考
1. 会費	307,000	285,000	△ 22,000	3,000円×55/57 10,000円×12/13
2. 活動・事業収入	5,000	5,000	0	「南砺の偉人」売上等
3. 補助金等収入	23,000	23,000	0	県ユ協 20,000円 日ユ協 3,000円
4. 寄付金等収入	0	0	0	
5. 雑収入	260	853	593	
当期収入合計(A)	335,260	313,853	△ 21,407	
前期繰越額	385,140	475,147	90,007	
収入合計(B)	720,400	789,000	68,600	

【支出の部】

区 分	前年度	本年度	増減	備 考
1. 活動事業費	225,000	225,000	0	
総会(講演)等	50,000	50,000	0	
平和の鐘を鳴らそう	10,000	10,000	0	
なんと国際交流フェスティバル	5,000	5,000	0	
合掌集落茅場下草刈参加	10,000	10,000	0	
広報誌	130,000	130,000	0	
富山県ユネスコ活動研修会	20,000	20,000	0	
2. 分担金	120,000	115,000	△ 5,000	
日ユ協連負担金	80,000	75,000	△ 5,000	1,000円×75個人・団体
県ユ協連負担金	40,000	40,000	0	
3. 会費活動支援金	100,000	100,000	0	
日ユ全国大会参加補助	60,000	60,000	0	
中部西ブロック研究会参加補助	30,000	30,000	0	
ユネスコスクール活動支援	0	0	0	
学生ユネスコ弁論大会など	10,000	10,000	0	
4. 事務費	124,000	124,000	0	
事務局旅費交通費	30,000	30,000	0	
消耗品費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	40,000	40,000	0	
会場使用料	5,000	5,000	0	
印刷製本費	20,000	20,000	0	
食糧費	5,000	5,000	0	
使用料	2,000	2,000	0	
手数料	2,000	2,000	0	
香典	0	0	0	
5. 予備費	151,400	225,000	73,600	
当期支出合計(C)	720,400	789,000	68,600	

南砺ユネスコ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「南砺ユネスコ協会」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を富山県南砺市福光 5260 番地 福光福社会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、ユネスコ憲章の精神に基づいてユネスコ活動の実践を通し、広く国際社会の進歩と向上に貢献しうる人格の育成をはかり、もって世界の平和と人類の福祉に貢献し、あわせて地域社会へ寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ユネスコ事業を発展的に推進するための啓発と普及活動
- (2) 国際理解教育と国際協力活動
- (3) 文化・科学の発展と持続可能な地球環境を創造する活動
- (4) 青少年の育成をはかる活動
- (5) 世界遺産・未来遺産に関する活動
- (6) その他、本会の目的を達成するための活動

第2章 会員

(会員資格等)

第5条 本会の目的に賛同し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。

2 会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条、その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によって奪われることはない。

3 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、本会が行う事業に参加する個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会が行う事業に協賛する法人その他の団体とする。

(会費)

第6条 会員は、次に定める会費を負担する義務を負う。ただし、止むを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

- (1) 正会員 年間 3,000 円
- (2) 賛助会員 年間 10,000 円

(入会・退会)

第7条 本会への入会及び退会は、理事会の承認を必要とする。ただし、会費を連続して3

年間滞納したときは、その旨を通知し、会費納入の意思がない場合は退会とみなす。

第3章 役員及び事務局

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 必要な場合には、前項の定め以外の役員のほか、顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第9条 会長、理事及び監事は、総会において会員の中から選出される。

- 2 副会長は、理事の互選で選出し、会長が任命する。
- 3 顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい、その仕事を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。
- 4 監事は、本会の事業並びに会計に関し監査の仕事をもち。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ理事会に出席することができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、事務局長および事務職員をおくことができる。

- 2 事務局長および事務職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 事務局に関する規定は、理事会において別に定める。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とし、いずれも会長が招集する。議長は会長があたる。

- 2 総会は全会員、理事会は会長および理事をもって構成する。
- 3 会議は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席を得て成立する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条 定期総会は、年1回開き、次の事項を決議する。臨時総会は、必要に応じこれを開く。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 役員を選任、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第15条 理事会は必要に応じ会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 補欠役員の選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) その他必要な事項

第5章 部会・専門委員会

(部会・専門委員会)

第16条 会長は、事業活動上必要な場合には、理事会の議を経て、部会及び専門委員会を設けることができる。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及び事業収入によるものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更)

第19条 本会則の変更は、会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

(日本ユネスコ協会連盟加入)

第20条 本会は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟に構成団体会員として加入する。

(宗教・政治活動の禁止)

第21条 本会は、特定の宗教および政治活動は一切行わない。

付 則

本会則は、日本ユネスコ協会連盟加盟の日である2011年7月5日から施行する。

本会則は、2016年5月14日から施行する。